

# 第一かわら版

●発行●  
**福岡第一法律事務所**  
 福岡市中央区大名2-10-29  
 福岡ようきビル2階  
 TEL 092-721-1211  
<http://www.f-daiichi.jp/>  
 編集責任者：広報委員会

**法律相談**  
 月～金 AM9:30～PM 5:00  
 土 AM9:30～PM12:00  
 (日曜・祝日はお休みです)  
 電話でご予約下さい TEL 092-721-1211



暑中お見舞い  
 申し上げます

ドレスデン、フラウエン教会の塔から眺めたエルベ川／撮影：深堀 寿美

じゅあつわい

弁護士 小島 肇

暑中お見舞い申し上げます。

今、平和憲法を守り活かす運動とアメリカの無法な戦争に日本が付き従ってゆく改憲派とのせめぎ合いとなっています。

した下で航空自衛隊によるイラクでの空輸活動を違憲とし、平和的生存権の具体的権利を認める画期的な名古屋高裁判決が、勝ち取られました。

まず、憲法第九条の改憲の動きに危機の念を持たれた大江健三郎氏ら九氏の「九条の会」の呼びかけに心えて、草の根の幅広い運動が展開され、全国各地で「九条の会」が結成され、七千を超えるに至っています。創意と工夫をこらした運動が広げられる中で、読売新聞などの世論調査でも憲法「改正」に反対が、多数派となりました。とりわけ九条改正に反対は、賛成の倍となっています。こう

これに対し、改憲派は、「国際的協調の下に」と国民を欺いて、自衛隊が米軍と一体となつて、いつでも、どこでも戦争が出来る海外派兵恒久法が狙われています。これは、九条を否定し、消し去るものです。その危険を知らせ、これを許さない運動を急速に広げましょう。

## 福岡第一法律事務所

- |      |    |     |
|------|----|-----|
| 弁護士  | 小島 | 肇   |
| 弁護士  | 山本 | 一行  |
| 弁護士  | 梶原 | 恒夫  |
| 弁護士  | 深堀 | 寿美  |
| 弁護士  | 井下 | 顕   |
| 弁護士  | 中山 | 篤志  |
| 弁護士  | 近藤 | 恭典  |
| 弁護士  | 榮  | 京子  |
| 弁護士  | 毛利 | 倫   |
| 弁護士  | 城戸 | 美保子 |
| 弁護士  | 光永 | 享央  |
| 事務局長 | 上村 | 保   |
| 事務局員 |    | 一同  |

活動日誌「事件報告」

## 福岡市地域における過労死への取組み

弁護士 梶原 恒夫

過労死110番が全国的に開始された1988年から、福岡市地域においても窓口を開設して相談活動を行ってきました。同時に福岡過労死問題研究会が発足し、弁護士と医師、労働

者が集まって取組みを始めました。当初は労災認定がなかなか得られず、暗中模索の苦しい時代が続きました。そのような中、福岡市職員の過労死事案が1990年から91年にかけて2件続いて発生し、同研究会は福岡市職労との協同の取組みを開始して、1件については基金支部審査会で公務上の逆転認定を受け、もう1件についても2001年3月に福岡地方裁判所で逆転勝利判決を得ました。その後90年代半ば頃からは認定事例が複数出るようになっていきました。また、2000年頃より、全国的傾向に符合するかたちで過労自殺事件の相談・受任も顕著に増加していきました。この間の活動の中で、労働者、医師、医療従事者、弁護士などで構成する「働くもののいのちと健康を守る福岡地区連絡会」も結成されました。2003年末には、福岡市地域で初めての過労自殺事件の行政訴訟提起（金谷訴訟）がなされ、労働組合のない職場における被災者・家族を救済せずには真の救済はないという思いで金谷訴訟を支援する会も結成されました。この訴訟も

2007年に福岡高裁でも勝訴して確定し、その後も複数の逆転勝訴が続いています。今後とも、過労死・過労自殺のない社会を目指す運動、ひいては人間らしく働くための取組みを展開していきたいと思っています。

## B型肝炎訴訟報告

弁護士 中山 篤志

かつての集団予防接種においては、注射針や筒が滅菌処理されないことなく使用され、そのために多くのB型肝炎感染者が生まれました。遅くとも昭和26

年の時点では国は被害が広がっていることを知り、被害防止対策を講じることができたのに何の対策も講じてきませんでした。実に17年間の闘いの末に平成18年6月に最高裁は国の責任を断罪する判決を言い渡しました。

しかし、国は最高裁判決はあくまで5人の原告についてのみの判決だとして、同様の被害者救済に動こうとしませんでした。そのため、3月末の札幌地裁を皮切りに5月30日に福岡・札幌（第2陣）・広島で集団提訴がされたのです。薬害C型肝炎訴訟では、国の和解が成立し、救済法の成立そして恒久対策等のために定期協議の場が設けられました。もちろん定期協議は薬害肝炎患者のためだけでなく全ての肝炎患者の救済の獲得を目指しています。しかし、B型肝炎患者特有の課題は当事者が参加してこそ施策の充実が図られると思います。B型肝炎患者も同じテーマに着ける日が来るように微力ですが頑張ります。

## 弁護士会における委員会活動

弁護士 城戸 美保子

私は、人権関係の委員会だけでなく、公害環境、人権擁護、生活保護問題対策、両性の平等の4つに所属しています（それ以外の部門も含めると、全部で8つになります）。公害環境委員会では、去年の10月に大分県中津干潟の環境調査に行ったり、生活保護問題対策委では、生活保護110番で生活に困っている方の電話相談を受けたり、8月に開催される人権大会プレシンポジウムの準備会議に参加したり、人権擁護委員会では、拘留所に収容されている人の拘留所職員からの人権侵犯の申し出について調査したり、事務局長として、他の先生方が委員会に提出された報告書を検討したり、両性の平等に関する委員会では、セクハラについて、議論し、弁護士を加害者とするセクハラ相談窓口の在り方について議論したりしています。これらは、いずれも日常業務には直結しませんが、当然報酬も頂けません。ですが、そこでの議論や取り組みが、いつかどこかで何かの役に立つに違いないと信じ、日々、業務の合間を縫って、会務活動にもせっせと取り組むのでした。

弁護士 光永 享央

# 「名ばかり管理職」問題

## 01

### マックの店長 「残業代0円」とはいかめ

東京地裁は、今年1月28日、日本マクドナルド社直営店の店長が同社に対して未払残業代

等の支払を求めた訴訟に關し、同社に約750万円を支払を命ずる判決を言渡しました。同社店長は労基法上の「管理監督者」にはあたらな

いと判断したのです。判決はトップニュースとして報じられ、「名ばかり管理職」を乱造する企業の姿勢に批判が相次ぎました。見出しは同社の「スマイル0円」を皮肉った朝日新聞の社説のタイトルです。

## 02

### 「名ばかり管理職」問題とは何か

右記の店長のように、労基法上の「管理監督者」の要件を満たしていないにもかかわらず、使用者から名目上「管理職」の肩書を与えられ労働時間規制の枠外に置かれた労働者は、「名ばかり管理職」と呼ばれています。使用者は労働者に対して労働時間管理

や残業代支払等の義務を負うのが原則ですが、「管理監督者」に対しては例外的にこれらの義務を行わなくてもよいとされています。そこで、企業は、人件費抑制の手段として、従業員に「管理職」の肩書を与えることで残業代支払義務を免れる口実としてきたのです。NHKの今年

3月の調査によると、全国の企業に勤める管理職1000人の57%が「自分を『名ばかり管理職』だ」と思う」と回答し、同じく全国の企業200社の63%が「自社の管理職(の一部)は、労基法上の管理監督者の要件にあてはまらない」と回答しており、日本の企業社会全体に「名ばかり管理職」が横行している事実が裏づけられました。

## 03

### 「名ばかり管理職」撲滅を!

本来労基法上の「管理監督者」の要件は大変厳しく、①経営者と一体的な立場といえるほどの重要な職務と権限を与えられ、②出勤の自由があり、③給与及び一時金におけるふさわしい待遇を受けていること、の3つ

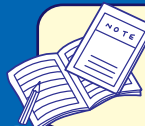
マクドナルド社も、5月20日、従来の方針を改め、直営店の店長約2000人に対し8月以降残業代を支払うことを発表しました。同様の動きはコンビニやファーストフード業界を中心に広がりを見せつつあります。

をすべて満たさなければなりません。  
冒頭の日本

本来支払うべき対価すら払わず労働者を際限なき長時間労働に追い込む「名ばかり管理職」を放置してはなりません。今こそ「名ばかり管理職」撲滅の世論を盛り上げましょう！  
もし身近に「名ばかり管理職」と思われる人がいる場合はいつでも福岡第一法律事務所までご相談ください！

## 憲法の出前学習会やってます!

少人数でも構いません。  
各地の憲法学習会に弁護士が  
講師として駆けつけます。  
お早めにご連絡下さい。



連絡先: 福岡第一法律事務所  
TEL 092-721-1211

ホームページ <http://www.f-daiichi.jp/>